

過積載車両の運転要求等禁止違反に対する再発防止命令の運用要領の制定について

平成6年5月10日

佐警本例規（交指）第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法第75条第1項に規定する使用者等以外の者が、法第58条の5第1項第1号又は第2号に掲げる行為を行った場合は、警察署長が使用者等以外の者に再発防止命令を発することができることとされたため、別添のとおり過積載車両の運転要求等禁止違反に対する再発防止命令の運用要領を制定し、平成6年5月10日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

過積載車両の運転要求等禁止違反に対する再発防止命令の運用要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第58条の5第2項の規定に基づいて、過積載運転行為に係る車両の使用者等以外の者による過積載車両の運転要求、知情売渡し、知情引渡し等の反復行為に対する警察署長の再発防止命令の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 使用者等以外の者

法第75条に規定する使用者等以外の者で、荷主、荷受人、荷送人、売渡人等運転者に対して過積載を働きかけることのできる立場にある者をいう。

(2) 要求等行為

法第58条の5第1項に規定する行為で、過積載車両運転の要求行為、積載物の知情売渡し行為、積載物の知情引渡し等の行為をいう。

(3) 再発防止命令

法第58条の5第2項の規定に基づいて、警察署長が使用者等以外の者に対して行う命令をいう。

第2 運用の基本方針

1 過積載車両運転の要求行為

法第58条の5第1項第1号に掲げる行為は、運転者に対して経済的優位に立つて取

引きを行うことができる立場にある荷主、荷受人等が、弱い立場にある運転者に対して、過積載をするように働きかける行為等の過積載運転を要求する行為をいう。

要求は、必ずしも明示的なものである必要はなく、優位的立場を利用し結果として明らかに過積載をしなければならないこととなるような運送契約又は売買契約を結び、その債務の履行として物品の納入を求めるような行為も含まれる。

過積載車両運転の要求行為の具体的な形態と例示は、次のとおりである。

- (1) 過積載となる運送形態を運送会社等を通じて運転者に明示的に指示する場合は、工期を守るためには計画的に資材を搬入する必要があるところから、関係者において過積載を謀議している場合等が想定される。
- (2) 運転者が定量積載を主張したときに、「いやなら他に頼むから」等と申し向け、間接的な言動によって過積載運転をほのめかす場合にも適用の余地が認められる。
- (3) 現実の取引条件下では、過積載を行わなければ運送することができないことを認識しながら、過積載を行わせる積極的な意思の下に、同様の取引条件を継続して物品の納入を求める場合にも適用の余地が認められる。

2 積載物の知情売渡し及び積載物の知情引渡し行為

法第58条の5第1項第2号に掲げる行為は、運転者に、過積載になるとの情を知りつつ積載物を引き渡す等の行為をとらえたものであり、要求する行為がなくとも、その客観的事実をとらえて荷送人、売渡人等を規制するものである。

3 過積載運転行為の要否

要求等行為は、それ自体独立した行為として規定されているものであるため、下命・容認行為と同様に過積載運転行為が実際に行われたか否かは、その成否に関係なく、また、命令違反の成否にも影響しない。

4 命令の主体

命令の主体となる警察署長とは、原則として、法第75条第1項の使用者等以外の者の住所又はその者の事業所等の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）とする。

本条の命令をする権限は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条第3項の規定に基づき、過積載の検挙地を管轄する警察署長（以下「検挙署長」という。）及び管轄署長の双方が有することとなるが、検挙署長が要求等の裏付け調査までも行うことは現実的に困難であるので、原則として管轄署長が行うこととしたものである。

5 命令の対象

命令の対象は、要求等行為を行った者のみとする。

本条の命令に違反した場合は、当該命令違反として検挙され、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に従って処理されることとなることから、当該命令に違反したときは当該違反を行った自然人に対して罰則を適用することとし、法人に対しては両罰規定を適用することとする。

6 反復のおそれの認定

本条の命令は、過積載運転防止のために機動的に発すべきことまた、荷主等は、通常、業務として積載物の取引等を行っていることから、一定の取引条件あるいは取引形態が継続する限り、要求等の反復のおそれが極めて高いため、特段の事情がない限り要求行為によって行われた1回の違反行為の認定で命令を行うものとする。

7 命令の期間及び効力

命令は、第1項の違反行為の再発を防止するため同項の禁止行為に違反してはならないという一定的不作為を確認的に命ずる当該命令の性格上、その期間については法で定められていないが、他に特段の事情のない限り、運用上1年間の期間を定めて行うものとする。

命令の効力は、再発防止命令書が当該命令を受ける者に交付され、又は送達された日から発生するものとする。

第3 運用要領

1 取締警察官の現場調査等

- (1) 過積載取締りに従事する警察官は、過積載車両の運転者、同乗者等の言動、当該過積載に係る出荷伝票その他の資料から要求等行為の容疑事実を認知したときは、当該運転者等から事情聴取を行うものとし、協力を得て事情聴取書（別記様式第1号）を作成するものとする。
- (2) 事情聴取に当たっては、要求等行為の日時、場所、方法、内容、行為者の人定、運送単価、納入期限、取引実績その他の取引事項、荷受人の指示内容等を明らかにし、調査報告書（別記様式第2号）を作成するものとする。
- (3) 出荷伝票その他要求等行為の裏付けとなり得る資料については、当該運転者等から資料の写しの提出を求めるものとする。
- (4) 取締警察官は、要求等行為の容疑事実を認知したときは、所属長へ報告するものとする。

2 管轄署長への通報

要求等行為の容疑事実を認知した所属長は、管轄署長に対し、事情聴取書及び調査報告書に、次に掲げる書類を添付して通報するものとする。

- (1) 交通（反則）切符の写し
- (2) 通行指示・応急措置報告書（甲）の写し
- (3) 積載重量測定報告書の写し
- (4) その他関係資料

3 警察本部長への報告

検挙署長は、過積載要求等行為の容疑事案報告書（別記様式第3号）に前記2に掲げる関係書類を添付して、交通部交通指導課長（以下「指導課長」という。）を経由して警察本部長へ報告するものとする。

4 指導課長の措置

(1) 容疑者の住所等が県内に所在する場合

指導課長は、容疑者の住所又は所在地が県内に所在するときは、過積載要求等行為容疑事案調査指示書（別記様式第4号）により、管轄署長に容疑事案の調査及び報告を求めるものとする。

(2) 容疑者の住所等が他県に所在する場合

指導課長は、容疑者の住所又は所在地が他の都道府県に所在するときは、過積載要求等行為容疑事案通報書（別記様式第5号）により、当該都道府県の警察本部長に通報するものとする。

(3) 他都道府県からの通報を受理した場合

指導課長は、他都道府県から過積載要求等容疑事実についての通報を受理した場合は、前記(1)の措置をとるものとする。

5 管轄署長の措置

管轄署長は、警察本部長から過積載要求等行為容疑事案調査指示書の送付を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、過積載要求等行為容疑事案報告書により、指導課長を経由して警察本部長へ報告するものとする。

6 命令の発動

(1) 指導課長の審査

ア 指導課長は、管轄署長から過積載要求等行為容疑事案調査報告書を受理したときは、過積載要求等行為の容疑事実の有無につき審査するものとする。

イ 指導課長は、審査の結果、指示に関する要求等行為の存在が明らかになったときは、再発防止命令書を管轄署長に送付するものとする。

(2) 命令の執行方法

管轄署長による命令の執行は、原則として当該命令を受ける者に再発防止命令書を交付することにより行うものとする。やむを得ない理由により交付することができないときは、配達証明郵便により送付することによって行うものとする。

(3) 執行後の措置

管轄署長は、命令を行ったときは再発防止命令執行報告書（別記様式第6号）に再発防止命令書の写しを添えて、指導課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

7 事業所等の代表者に対する通知

管轄署長は、命令を執行した場合において、命令を受けた者が事業者等の従業者であるときは、当該事業者等の代表者に対して再発防止命令執行通知書（別記様式第7号）により、命令を執行した旨を通知するものとする。

8 監督行政庁に対する事前連絡

管轄署長は、命令をしようとする場合において、当該命令に係る使用者等以外の者が貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）の規定による貨物運送取扱事業者であるときは、あらかじめ再発防止命令に関する連絡書（別記様式第8号）により、陸運支局長を経由して九州運輸局長に連絡するものとする。

9 命令違反に対する検挙措置

命令を受けた者が、当該命令の日から1年以内に、再び要求等行為をした場合は検挙するものとする。

第4 運用上の留意事項

- 1 要求等行為の事実の認定は、過積載車両の運転者、要求等行為容疑者、それらの者の所属する事業所の代表者その他の関係者に対する事情聴取結果及びこれらを裏付ける資料の収集結果を踏まえ、総合的に判断して行うものとする。
- 2 使用者等以外の者に係る過積載運行の教唆・幫助等の事件を捜査した場合において、当該事件が同時に要求等行為の要件を満たすときは、当該事件捜査において作成した書類等をもとに命令を行うものとする。
- 3 要求等行為の調査は、強制にわたるなど、関係者の営業活動を著しく妨害することのないように留意しなければならない。

様式については、搭載省略